

訪問系サービスのサービス提供責任者 及び従業者の要件について

仙台市障害福祉サービス指導課

目次

1. 必要な従業員の人数について
2. サービス提供責任者の配置基準
3. サービス提供責任者の資格要件
4. 従業者（ヘルパー）の資格要件
5. 同行援護従業者養成研修について
6. 人員基準を満たせない場合

1. 必要な従業員の数について

- **管理者**

常勤、かつ、原則として管理業務に従事するもの
(管理業務に支障がない場合、他の職務の兼務可)

- **サービス提供責任者**

事業の規模に応じて1名以上

(管理者の兼務、及び従業者としての常勤換算可)

- **従業者 (ヘルパー、訪問介護員)**

常勤換算で2.5名以上

2. サービス提供責任者の配置基準

●居宅介護・同行援護・行動援護

- ①当該事業所の従業員数が10人またはその端数を増すごとに1人配置
 - ②当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が450時間、または450時間毎に1人配置
 - ③当該事業所の利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人配置
 - ④③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所の利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人配置
- ※上記のうち、いずれかの低い方の基準を適用します。

2. サービス提供責任者の配置基準

● 重度訪問介護

- ① 当該事業所の従業員数が20人またはその端数を増すごとに1人配置
- ② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が1,000時間または1,000時間ごとに1人配置
- ③ 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人配置

※上記のうち、いずれかの低い方の基準を適用します。

※複数の訪問系サービスを行う場合、この限りではありませんので、
解釈通知第三の1（8）を確認してください。

3. サービス提供責任者の資格要件 (1)

● 居宅介護・重度訪問介護

(下記のいずれかの資格等を有していれば可)

- ・ 介護福祉士
- ・ 実務者研修修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修課程（1級）修了者
- ・ 訪問介護員（1級）養成研修課程修了者
- ・ 介護職員基礎研修修了者

3. サービス提供責任者の資格要件 (2)

●居宅介護・重度訪問介護

(下記の資格等を有する場合、実務経験3年以上)

**居宅介護は
30%減算**

- ・居宅介護従業者養成研修課程（2級）修了者
- ・訪問介護員（2級）養成研修課程修了者
- ・居宅介護職員初任者研修修了者
- ・介護職員初任者研修修了者

なお、この取扱いは暫定的なものであることから、事業所は、できるだけ早期に実務者研修の修了や介護福祉士資格の取得を目指すこと。

3. サービス提供責任者の資格要件 (3)

● 同行援護

**同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の
修了者かつ下記資格等を有する者**

- ・ 介護福祉士
- ・ 実務者研修修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修課程（1級）修了者
- ・ 訪問介護員（1級）養成研修課程修了者
- ・ 介護職員基礎研修修了者

3. サービス提供責任者の資格要件 (4)

● 同行援護（下記の資格等の場合、実務経験3年以上）

同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の修了者 かつ下記資格等を有する者

- ・ 居宅介護従業者養成研修課程（2級）修了者
- ・ 訪問介護員（2級）養成研修課程修了者
- ・ 居宅介護職員初任者研修
- ・ 介護職員初任者研修

なお、この取扱いは暫定的なものであることから、事業所は、できるだけ早期に実務者研修の修了や介護福祉士資格の取得を目指すこと。

3. サービス提供責任者の資格要件 (5)

●同行援護（下記に該当していれば可）

- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科（またはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修）修了者

3. サービス提供責任者の資格要件 (6)

● 行動援護 (①かつ②の者)

- ① **行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修) 修了者**
- ② **知的障害者・知的障害児または精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者**

3. サービス提供責任者の資格要件 (7)

● 行動援護 (令和6年3月31日までの経過措置)

令和3年3月31日までに下記資格等を有したうえで知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した者は、行動援護のサービス提供責任者要件を満たしているものとする。

- ・ 介護福祉士
- ・ 実務者研修修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修課程（1級）修了者
- ・ 訪問介護員（1級）養成研修課程修了者
- ・ 介護職員基礎研修修了者

※令和6年1月23日現在の情報です。

3. サービス提供責任者の資格要件 (8)

● 行動援護 (令和6年3月31日までの経過措置)

(下記の資格等の場合、実務経験3年以上)

令和3年3月31日までに下記資格等を有したうえで知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した者は、行動援護のサービス提供責任者要件を満たしているものとする。

- ・ 居宅介護従業者養成研修課程 (2級) 修了者
- ・ 訪問介護員 (2級) 養成研修課程修了者
- ・ 居宅介護職員初任者研修
- ・ 介護職員初任者研修

※令和6年1月23日現在の情報です。

4. 従業者（ヘルパー）の資格要件（1）

- **居宅介護（下記のいずれかの資格等を有していれば可）**
 - ・ 介護福祉士
 - ・ 実務者研修修了者
 - ・ 居宅介護従業者養成研修課程（1級・2級）修了者
 - ・ 訪問介護員（1級・2級）養成研修課程修了者
 - ・ 介護職員基礎研修修了者
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者
 - ・ 介護職員初任者研修修了者

4. 従業者（ヘルパー）の資格要件（2）

●居宅介護（下記資格等を有する場合、減算等あり）

- ・居宅介護従業者養成研修課程（3級）修了者
- ・訪問介護員（3級）養成研修課程修了者
- ・居宅介護従業者基礎研修修了者
 - 身体介護は30%減算、家事援助・乗降援助は10%減算
- ・重度訪問介護従事者養成研修修了者
 - 身体介護は重度訪問介護の単価、家事援助・乗降援助は10%減算
- ・生活援助従事者研修課程修了者 →家事援助のみ可

4. 従業者（ヘルパー）の資格要件（3）

● 重度訪問介護（下記のいずれかの資格等を有していれば可）

- ・ 介護福祉士
- ・ 実務者研修修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修課程（1級～3級）修了者
- ・ 訪問介護員（1級～3級）養成研修課程修了者
- ・ 介護職員基礎研修修了者
- ・ 居宅介護職員初任者研修修了者
- ・ 介護職員初任者研修修了者
- ・ 居宅介護従業者基礎研修修了者
- ・ 重度訪問介護従事者養成研修

4. 従業者（ヘルパー）の資格要件（4）

- **同行援護（下記のいずれかに該当していれば可）**
 - ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科（またはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修）修了者
 - ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者

4. 従業者（ヘルパー）の資格要件（5）

●同行援護（①かつ②）

①居宅介護の従業者（ヘルパー）要件を満たす者、または（旧）視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者

②視覚障害を有する身体障害者・障害児の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者

→ただし、以下のヘルパー要件の場合は10%減算

- ・居宅介護従業者養成研修課程（3級）修了者
- ・訪問介護員（3級）養成研修課程修了者

4. 従業者（ヘルパー）の資格要件（6）

● 同行援護（令和6年3月31日までの経過措置）

下記の者が従事する場合は、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したとみなす。

- ・ 地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員
派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員

※経過措置については、延長する見込です（令和6年1月23日現在）。

4. 従業者（ヘルパー）の資格要件（7）

●行動援護（①かつ②）

- ①行動援護従業者養成研修課程修了者、または、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者
- ②知的障害者・知的障害児または精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者

4. 従業者（ヘルパー）の資格要件（8）

● 行動援護（令和6年3月31日までの経過措置）

（①かつ②）

① 居宅介護の従業者（ヘルパー）要件を満たす者

（※令和3年3月31日までに資格を取得していること）

② 知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者

→ただし、以下のヘルパー要件は不可

- ・ 居宅介護従業者養成研修課程（3級）修了者
- ・ 訪問介護員（3級）養成研修課程修了者

5. 同行援護従業者養成研修について

【参考】同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）に相当すると宮城県知事が認めた研修

- 宮城県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱及び宮城県居宅介護従業者養成研修事業指定要領の一部改正等について（平成24年3月9日付け障第1342号）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/7168/653384.pdf>



6. 人員基準を満たせない場合 (1)

- **訪問系サービスは、従業員欠如による減算が無い**
 - ・ サービス提供責任者や従業者の配置基準・資格要件を満たしていない期間については、報酬が算定できない
 - ・ 人員基準を満たしていないにも関わらず、報酬を算定した場合、全額返戻となる場合あり

6. 人員基準を満たせない場合 (2)

● 事業所へのお願い

- ・ **採用・異動・退職等に伴う従業員の配置変更の際は、配置基準や資格要件を改めて確認**
- ・ **配置基準や資格要件を満たしているか不安な場合は、仙台市へ相談**